

# 社会福祉法人幸生会

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が安心して継続就業でき、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日

目 標 (1) 全体の継続勤務年数を15年以上とする。  
(2) 男性の育児休業取得率を81%以上とする。

### 取り組み① 早期離職を防ぐ採用活動等

対策	令和3年4月～	求職者用パンフレット掲載情報の変更・拡充
	令和4年4月～	ホームページにおける求職者向け情報発信
	令和5年4月～	新採用者に対する定期的な現況調査の実施

### 取り組み② 短時間勤務制度など、柔軟な働き方制度の拡充について検討

対策	令和5年4月～	他法人等における取組について調査し、運用について検討
----	---------	----------------------------

### 取り組み③ 職場と家庭の両立支援制度に関する労働者・管理職への周知、利用促進

対策	令和4年4月～	分かりやすいリーフレットを作成・活用
	令和5年4月～	男性労働者の育児参加に関し、制度利用への積極的な広報活動